

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和2年9月2日

【開催日】 令和2年9月2日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時30分～午後5時10分

【出席委員】

分科会長	大井 淳一朗	副分科会長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

市民部長	川崎 浩美	市民部次長	木村 清次郎
市民課長	亀崎 芳江	市民課主幹	安部 亜希子
市民課住民係長	佐藤 喜寛	市民課戸籍係長	別府 奈緒美
文化スポーツ推進課長	石田 恵子	文化スポーツ推進課課長補佐	南部 聡
文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	三浦 裕	生活安全課長	木本 順二
生活安全課主幹	山本 満康	生活安全課市民相談係長	三浦 陽子
生活安全課防犯交通係長	中野 朋		
福祉部長	兼本 裕子	福祉部次長	岩佐 清彦
社会福祉課課長補佐	増富 久之	社会福祉課主査兼生活保護係長	壹岐 雅紀

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局主査	島津 克則
------	-------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第89号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）  
について
- 2 議案第78号 令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて（民生福祉分科会所管部分）

午後3時30分 開会

大井淳一朗分科会長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。お手元にあります審査日程に従って進めますので、委員会運営に御協力を頂ければと思います。それでは議案第89号、令和

2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について、説明を求めます。

石田文化スポーツ推進課長 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について、文化スポーツ推進課から御説明します。補正予算書19ページ、20ページをお開きください。まず、歳出について御説明します。2款総務費、1項総務管理費、26目スポーツ施設費についてですが、今回の補正は予算の総額は変更せず、財源内訳に係るものとなります。特定財源のうち、その他収入に366万円を増額し、一般財源を366万円減額するものとなります。これは、体育施設を利用する市民の安全、利便性の向上を図るため、体育設備品を年次的に配置、更新する中で、今年度は当初予算におきまして、経年劣化している市民体育館のバスケットゴール一对を更新する事業を計上しておりました。この事業が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行うスポーツ振興くじ助成金の対象となるということで申請しておりましたが、採択され、助成金の額が366万円に決定したことを受けて、この度、補正を行うものとなります。バスケットゴール一对の購入費用は総額572万円で、366万円が助成金として決定されたものになります。続きまして、予算書の15、16ページをお開きください。次に歳入についてですが、21款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節総務費雑入にスポーツ振興くじ助成金の交付決定額366万円を計上しております。説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願ひします。

亀崎市民課長 市民課関係分について御説明します。19ページ、20ページをお開きください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1,963万3,000円は、デジタル手続法の成立に伴い、住民基本台帳システム並びに戸籍附票システムの改修が必要になったことによるシステム改修委託料です。本日お配りしました資料を御覧ください。デジタル手続法、正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」ですが、この法による改正後の住民基本台帳法等に基づき、マイナンバーカードを国外転出者にも利用できるようにすることとされました。マイナンバーカードは住民票を基本とした制度であるため、住民票が消除される国外転出者は利用できないのが現状で

す。国外に滞在する日本人は、平成29年時点では、全国で推定135万人とされ、国外に長期滞在する日本人も増えています。近年、デジタル化の進展により、様々な場面でオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まりがあります。この度のシステム改修は、日本国籍を有する国外転出者のマイナンバーカードの利用の実現に向け、まず、住民基本台帳システム並びに戸籍の附票システムの改修を行うものです。国外転出時に消除される住民票ではなく、転出後も消除されない戸籍にひもづいて作成される附票をマイナンバーカードに利用することができるようにするためのシステム改修となります。なお、デジタル手続法は、昨年5月31日に交付され、施行期日は、交付の日から5年以内の政令で定める日とされています。システム改修委託料は1,963万3,000円ですが、これは国の補助対象と補助対象外の経費に区分されます。補助対象となる経費は1,219万1,000円です。補助対象経費は法改正に伴い、直接システム整備に要する経費となり、戸籍の附票の記載事項の追加等に関わる改修部分となります。一方、補助対象外経費は法改正に直接関わらない改修部分で、具体的には、戸籍の附票システムと住民基本台帳システムとの連携方式の変更に伴う改修費等です。歳入につきましては、11ページ、12ページをお開きください。システム改修経費の補助対象分について、人口規模に応じた補助金が交付されるものであり、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金に補助上限額である890万8,000円を計上しています。以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 歳出に関しまして21ページ、22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費を153万円増額するものです。内訳としましては、20節扶助費の増額です。住居確保給付金を153万円増額します。住居確保給付金は生活困窮のため住宅を失った、又は失うおそれのある者に、生活保護法の基準による家賃を上限として、原則3か月間、家賃相当額を支給するものです。この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、支給対象者の拡大があったため、給付金額が当初予算額では不足するおそれがありますので、予算の増額をお願いするものです。この事業は、事業費の4分の3が、生活困窮者自立支援費国庫負担金として歳入され

ますが、県に問い合わせたところ、現時点で増額の変更申請を行う機会は設けられていないということです。増額分の国庫負担金につきましては、事業終了後、精算払いとして翌年度に歳入されることになろうと思っています。今後、増額の変更申請を行う機会が設けられた場合には、歳入について、生活困窮者自立支援費国庫負担金の増額を補正予算としてお願いすることもあるかと思えます。続きまして、23ページ、24ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費を83万3,000円増額するものです。まず、9節旅費及び19節負担金補助及び交付金について説明します。これは社会福祉主事資格を取得するための認定通信課程受講費用及びスクーリングに係る旅費です。当初予算において1名分を計上しておりましたが、人事異動により3名の者が受講対象者となったため、2名分を増額するものです。通年であれば、通信学習とスクーリングによる資格取得となるところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、スクーリングがDVDやユーチューブによる映像受講となりました。そこで、中止となったスクーリングに係る旅費9万9,000円の減額と、2名分の通信課程受講費用14万円の増額をお願いするものです。次に、13節委託料79万2,000円の増額について説明させていただきます。生活保護受給者の健康管理支援事業を、令和3年1月の事業実施に向けて準備を進めてきたところですが、国のガイドラインの策定が遅れ、本格的な実施は令和3年度以降となったため、本年度は新しいデータを分析し、事業計画の策定までを行うこととしました。なお、この事業は国庫補助金の対象ですので、続けて歳入の説明をさせていただきます。13、14ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節生活困窮者自立支援費国庫補助金を108万9,000円増額するものです。この事業の補助率は当初4分の3とされておりましたが、10分の10に変更になりましたことから、当初事業費の4分の3との差額、108万9,000円を増額するものです。慎重審査をよろしく願います。

大井淳一郎分科会長 ただいま説明を受けました。歳出に関する質疑で、特定財源があれば示していただければと思います。それでは歳出の19ページ、20ページですが、総務費のスポーツ施設費について、質疑があれば挙手をお願いします。

矢田松夫委員　今回はバスケットボールのゴール一對ですが、これは最初から限定されたんですか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長　昨年度申請しておりまして、体育館の施設内にはバスケットゴールが今二対ありますが、そのうちの一對のみの申請ということにしております。ほかの備品等についても老朽化してきて、経年劣化が激しいものもありますので、計画的な整備を考えていきたいと思っております。

水津治副分科会長　総額が572万円ということで、補助が366万。残りの206万は予算にないんですが。

石田文化スポーツ推進課長　この助成金ですが、基本的には助成対象経費限度額に5分の4を乗じて得た額を限度額とするように決まっております。ただし、スポーツ振興事業助成審査委員会というのがありまして、その中で審議されて、A評価、B評価が決定されます。A評価であれば100%交付されますが、B評価となると80%の基準となります。今回のバスケットゴールの設置事業ですが、評価がBというふうになっておりまして、572万円に0.8を掛け、それに5分の4を掛けまして、千円未満切捨てということで、366万円となっております。

水津治副分科会長　総事業費が572万円要るわけですね。補助が366万でしたら、あと、残りは一般財源ということで理解していいんですか。

石田文化スポーツ推進課長　説明が間違っていました。残りは一般財源となります。

大井淳一郎分科会長　スポーツ施設費はいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それでは戸籍住民基本台帳費、マイナンバーの国外転出者ということで、これに関する質疑をどうぞ。

吉永美子委員　資料を見ますと、参考として、国外に滞在する日本国民、また、年間に出国する日本国民とあるわけですが、山陽小野田市の現状が分かればお知らせください。

亀崎市民課長 本市の国外転出者は、昨年度は17人いらっしゃいました。

吉永美子委員 この法律ができることによって、それによる手続をすることによって、ここにありますように、要は国外におられる日本人が、例として、マイナポータルの利用とか、年金の現況届等の手続もオンラインで可能になり、将来的には在外投票におけるインターネット投票ということで、国外転出者にとって大変利便性が上がるというものになって、喜ばれるという認識でよろしいということですよ。

亀崎市民課長 利便性は高まると思っております。

吉永美子委員 将来的には在外投票におけるインターネット投票とあるわけですが、これはある程度めどがついている状況があるんですか、今やるということは。

亀崎市民課長 例には挙がっているんですけども、国からは具体的には示されておられませんので、まだ不明なところがあるかと思えます。

矢田松夫委員 今回の中で分からないのがあったんですが、マイナンバー等の利用とマイナンバー等の利用対象外というのがあったんですが、この違いをお答えできますか。

亀崎市民課長 補助対象分と補助対象外の違いということによかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）補助対象になっておりますのが、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るものに限る」の交付要綱に定められておまして、補助対象は、戸籍の附票の記載事項を追加する機能の整備など、法改正に対応するため直接的に必要となる機能の整備に関する経費となります。一方、補助対象外につきましては、国外転出者によるマイナンバー等の利用実現のため、直接的に伴わない業務システムの更改、能力強化等に要する経費ということになります。

大井淳一郎分科会長 戸籍住民基本台帳費はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、21ページから24ページの社会福祉課関係。

矢田松夫委員 22 ページですが、この給付の条件というのはあるんですか。

増富社会福祉課課長補佐 対象者ですか。「そうそう」と呼ぶ者あり）対象者は、離職又は廃業で2年以内の方が対象でした。この度、コロナの影響で4月20日に省令が改正されまして、休業に伴う収入減少により離職又は廃業には至っていないが、こうした状況と同程度の方を対象にしようということで、対象者が追加になりました。そのほか、世帯の収入状況、資産状況等、諸々要件があります。

吉永美子委員 何て言うかな、いろんな制限というか、ほんとにコロナの影響で大変な思いをしている人たちがおられるところで、休業によって、収入の減少ということが対象ということなんですけれども、現実には大変生活が苦しいのに線があるじゃないですか、引かれる。あそこのところが、何ていうか、やたらクリアしているだけに、何か該当しないとかというところでは、この住居確保給付金というのは、ほかのがオーケーだから、これにはならないよねというところはないんですか。大丈夫なんですかね。実態にはきちんとあっているのかな。それがちょっと心配なんですけど。住居確保給付金には当たらないというふうに、実態は違うんだけど、これにはならないというところの外れるようなことがないかなというところをちょっと心配するところがあるんですけど、その辺は大丈夫ですか。

増富社会福祉課課長補佐 住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく制度で、その基になる自立相談事業で、本市では社会福祉協議会に委託しております。そちらでまず相談を受けていただいて、それで該当する場合はこちらの制度が使えます。例えばコロナで減収になっているのであれば、回復するまでは、これで頑張ってみましょうかとか、これで回復しないのであれば、生活保護の制度を勧めたり、貸付制度を勧めたりという、そこで、詳しく相談を聞いていただいて、その対象者の方に適切な支援をしていただくということでやっております。

吉永美子委員 どのぐらいの人数の想定で、補正予算が挙がっているんでしょうか。

増富社会福祉課課長補佐 当初予算は4世帯の方の3か月分の支給ということ



でしたけど、追加予算は8世帯の方で延長があるということを含めまして、6か月分の試算で補正を挙げております。

大井淳一郎分科会長 そのほか、この住居確保給付金はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは生活保護の関係でお願いします。これもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、補正予算に関する審査は以上とします。それでは4時5分再開でお願いします。

---

午後3時55分 休憩

---

---

午後4時5分 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは、分科会を再開します。これから令和元年度、山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定の審査に入ります。まず、審査事業について審査していきたいと思っております。審査事業15番、体育施設維持整備事業について、文化スポーツ推進課からの説明を求めます。

石田文化スポーツ推進課長 それでは文化スポーツ推進課より、審査番号15番、体育施設維持整備事業について御説明します。資料の46ページをお開きください。まず、市民体育館屋根改修工事より御説明します。事業概要について、市民体育館は昭和62年に建築され、築33年が経過しており、経年劣化も否めず、客席部分、アリーナ部分にも雨漏りがあり、これまでも、破損箇所の補修は必要に応じて行ってまいりましたが、令和元年度は特に雨漏りが目立つ東側の破損部分123平米の部分改修工事を実施したものになります。工事場所につきましては、48ページの斜線で色が付いている部分となっております。工事費用についてですが、94万6,000円で、全て一般財源となっております。活動指標についてですが、今回、計画どおりに工事を行い、雨漏りは改善しましたので、成果は100%としており、予算の範囲内において、市民体育館の屋根の一部の補修を実施したとし、施設利用者の安心安全の確保と利便性の向上に努めることができました。また、今後の課題としましては、施設の老朽化のため、引き続き雨漏り対策として、屋根の補修が必要と考えておりますが、屋根の老朽化以外の原因が考えられる箇所もあるため、施設全体の整備について優先順位を考えながら、計画的に実施する必要があると考えております。続きまして、小野田運動広場フェン

ス改修工事について御説明します。資料の47ページをお開きください。事業概要についてですが、小野田運動広場は昭和56年に竣工された広場になります。今回の工事は、小野田運動広場南側のフェンスの支柱の一部が腐食し、辛うじてコンクリート柱に支えられている状態であり、フェンスが倒れると利用者に対して多大な被害が及ぶおそれがあるため、腐食した支柱の交換を行ったものになります。工事場所については、49ページの太線で示している部分になります。工事費用については、348万8,000円で、全て一般財源となっております。活動指標についてですが、今回、計画どおりに工事ができましたので100%としており、成果としましても、計画どおりフェンスの改修工事を実施したとして、利用者の安全と施設の維持管理を図ることができました。また、今後の課題としましては、小野田運動広場の照明設備など、施設の整備、機能強化を図る必要がありますが、他の施設改修との優先順位を考えながら、計画的に事業を進めていく必要があると考えております。以上体育施設維持整備事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひします。

大井淳一郎分科会長 ただいま説明を受けましたが、大きく二つありますので、一つずつ見ていきたいと思ひます。まず、雨漏りのほうです。市民体育館の改修についてしましょう。

松尾数則委員 雨漏りの補修は非常に大変なんです。正直言ひまして、結構大変なんですよ。一部だけ修理しても、雨漏りする事例のほうが多いんですよね。全部雨漏りは解消したという話ですけど、基本的には全体をしないと、雨漏りはなかなか解決しない。そういう発想はなかったのかな。

石田文化スポーツ推進課長 委員さんが言われましてように、雨漏りについては、屋根全面を補修するのが一番望ましいとは思ひております。ただ、令和元年度につきましては、体育館の東側部分の雨漏りがひどかったので、予算の兼ね合い等もありまして、東側の補修の工事を行ったということになっております。

大井淳一郎分科会長 現時点ではほかに雨漏りはないということによろしいですか。それも含めての質疑だと思ひます。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 今年に入りましてアリーナでの雨漏りは発生しておりません。ただ、1か所、観客席の北側のほうで雨漏りが発生しましたので、こちらは経常経費の予算で対応しました。ほかの箇所というところで、トレーニングジム内に雨漏りがあるというふう  
に報告を受けております。ここは1階ですので、例えば、横殴りといいますか、斜めから降る雨ですとか、そういうところでしみて、雨漏りをしていたりとかというところの原因まで追及というか究明できておりませんので、その辺を含めて、まだまだ全体の補修というのは必要だというふう  
に考えております。

河崎平男委員 123平米ぐらいの破損箇所をやられたということですが、雨漏りの工事はどのような方法でやられたんですか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 破損箇所、亀裂が入っているところ等の補修した上で、上からオーバーレイと言いますか、新しいシートをかぶせて、全体を覆うような形です。1か所、かなり広い面積を図示して  
おりますけど、そういった形で、漏れているところの原因があらう箇所を改修する  
という工法で行っております。

吉永美子委員 要は事務事業評価シートだけを見れば、目標達成度はAということは、それはAと言わざるを得ないというところになるわけですが、全体からすれば、全くなっていないということですよ。こういうつくり方自体、私はこれでいいのかなというふうに、この一部分だけはしました。達成しましたよ、Aですよという、ここは何かとてもつくり方としてどうなのかなと個人的にはとても思ってしまう。先ほども、トレーニング室に雨漏りということで、現状としてトレーニング室は、今はコロナだからちょっと少ないかもしれませんが、これまでも増えていたはずなんですよ、トレーニング室がですね。そういったところで本当にある面、暑い中というところを考えると、エアコンというのは必要じゃないのかと申し上げたことはありました、過去にですね。もっと大きな形で、屋根の一部をしましたよ。終わりでしたよね。ではなくて、大きな事務事業として、これをどうしていくかというところではできないものなんですか。こんなに細かくなってしまうんですか。何かそれが残念なんですよ。

石田文化スポーツ推進課長　今は公共施設全体について、個別施設計画のようなものも検討しております。その中で、言われますように、1か所を直して、そこでA評価というよりも、市民体育館は築年数もかなりたっておりますので、全体を見ながら、今後、何年間にわたって改修工事等を行っていく必要があるとは考えております。その辺りは予算要求等の中で、要求をしながら、訴えていきたいというふうには思っております。

杉本保喜委員　オーバーレイでもって補修したという話なんですが、いわゆるこの工法ですよね。屋根をかぶせる工法は、今までの工法に倣って補修したのかということなんですが、その辺りはどうですか。

石田文化スポーツ推進課長　先ほど三浦が説明しましたように、破損している箇所を取りあえず塞いで、その上に防水シートのようなものが上にかぶさっていると思います。そういったシートのようなものをかぶせて、補修工事を行っております。基本的には今の屋根の造り方といいますか、雨漏りがしないような構造に合わせたもので、工事を行っていると思います。

大井淳一郎分科会長　雨漏りはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）屋根改修は以上とします。それではフェンス改修です。

杉本保喜委員　こういうフェンスというのは、1か所、破損の状態が発生すると、ほかのところもそれに近いような状態が出てくるということは想像できると思うんですよね。その辺りはいかがですか。

三浦文化スポーツ推進課スポーツ振興係長　図示しておりますように、今ネットを改修したところから、そのまま西側に向けて、全体にフェンスが張ってある状況です。状態からしますと、今回修繕した箇所と比べて悪いというか、劣化箇所というのは見られておりますので、全体の計画の中で優先順位を含めて、整備をしていかないといけないというふうに申し上げましたように、今後、ほかの箇所についても同じような整備が必要というふうに考えております。

大井淳一郎分科会長　そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）フェンスも以上とします。それでは審査事業15番は以上とします。続き

まして審査事業24番です。空き家関係に入ります。特定空家等除却事業にいきたいと思います。

木本生活安全課長 資料の69ページをお開きください。審査番号24番、特定空家等除却事業について説明します。適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図る必要があります。特に、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等については、特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言、指導し、状態が改善されなければ勧告し、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を取らなかった場合は命令し、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても指定した期限までに完了する見込みのないときは、最終的に行政代執行法の定めるところに従い、代執行することとなります。昨年度、この特定空家等除却事業において、特定空家等に認定するための調査を建築コンサルタント業者等へ委託する費用を計上しておりましたが、調査を実施しておりません。特定空家等の候補となる空家等については10件程度確認しているものの、当該調査を実施していない理由としては、空き家対策室には日頃から空家等に関する相談、苦情、通報等が多数寄せられ、その対応を優先したことによるものです。平成29年度以降、寄せられた相談、苦情、通報については、補足資料の70ページ、71ページにあります。相談等は年々増加しており、昨年度は88件、今年度は8月12日時点で既に59件の相談等がありました。また、緊急安全措置については業者へ委託し、緊急安全措置を実施したものはないことから、予算は不執行としています。以上から、当該事業の昨年度の目標達成度ですが、特定空家等の認定はゼロ件なのでDとしています。なお、6月議会において、コロナ対策財源確保のため、特定空家等調査委託料、所有者等調査委託料は減額補正しました。調査については6月議会でも御説明しましたとおり、今年度から空き家対策の体制が強化されたことから、今年度は誰が見ても明らかに危険な空き家、周辺に影響がある空き家等について職員で調査し、調査結果を空家等対策協議会へ諮った上で、特定空家等に認定し、空家法に基づく措置を進めていこうと考えております。特定空家等の認定、法的措置については空家等対策協議会の中に法務、建築、不動産の専門家、学識経験者で構成する特定空家等対策部会を設置し、

協議するよう進めているところです。したがって、令和3年度に向けた方向性については特定空家等について、所有者等により、状態の改善が図られなければ、最終的には代執行を見据え、法的措置を講じていく必要があることから、成果拡充、コスト拡大ということで①としております。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 特定空家等除却事業について説明を受けました。皆さんの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 今の説明を聞くと、結局、調査ができなかったから、また引き続きやりますという結論でいいんですよね。

山本生活安全課主幹 昨年度は調査をしておりませんが、今年度、職員で調査を進めておりました、その結果等を取りまとめている状況ですので、今年度は調査を進めております。

大井淳一郎分科会長 71ページを見ると、令和2年度も参考資料で載っているんですが、所有者不存在が3からゼロになっております。これは、参与とかが動いて、ゼロになったということですか。

山本生活安全課主幹 この表は年度単位で示しております、所有者不存在のものがゼロというわけではありません。昨年度、一昨年度、相談を受けたものの中に所有者不存在のものがありまして、改善が図られていないものがありますので、所有者不存在の空き家もあります。

大井淳一郎分科会長 ということは、令和2年度だけで見ればゼロだけれども、令和元年度だけを見れば3件という理解ですね。

山本生活安全課主幹 そうです。

杉本保喜委員 いわゆる所有者の不在、現時点では何件あるんですか。

山本生活安全課主幹 現時点で相談等を受けているものの中では5件です。ただ、月日がたつにつれて、相続人の方も他界されていくこともありますので、今後、所有者不存在となっていく可能性はあります。

河崎平男委員　その他という未解決部分は何なのか。

山本生活安全課主幹　長屋とかです。空家法に基づいての対象外となる物件の相談を受けたものです。

大井淳一郎分科会長　6月議会の改正で入ってきたのか。

山本生活安全課主幹　条例改正は、あくまで空家法に基づくもの、空家法と同じものを指します。空家法自体は、改正の議論はされていると思うんですけども、法律は改正されておりません。長屋住宅で、例えば3軒、4軒長屋で一部崩れていても、その一部で居住がされている場合は、空家等にならないというものです。実際、相談を受ける中で、長屋住宅にお住まいの方が一部崩れているんだけどという相談を受けるんですけども、空家法に基づく空家等にならない、対象外となりますので、その他に計上しております。

大井淳一郎委員　本市の条例も含めて、長屋はカバーされていないということですね。

松尾数則委員　これは特定空家を除却するためのもの。空き家の出来の良くないものを住みやすくするというような発想じゃないんですよね。

大井淳一郎分科会長　リフォームとは違うけど、確認してみてください。

山本生活安全課長　特定空家等に認定して、危険な空き家をなくそうということになります。

松尾数則委員　シティセールス課に定住促進ができましたよね。そことタイアップしてやろうとか、そういった空き家をもっと住みやすいようにして、定住促進に結び付けるとか、そういうことは基本的には関係ない話ですか。

山本生活安全課主幹　特定空家等に認定しようとしているものというのは、住むことも困難で、大規模改修をしても困難な状態の空き家を何とかしよ

うというものですので、改修、改築ができるものではありません。

松尾数則委員 それが生安全課の仕事ですか。

山本生安全課主幹 空き家対策全般を対応しておりますので、危険な空き家の対応もそうですし、相談等あれば、利活用についても、今後、いろいろな形で進めていかなければなりません。

松尾数則委員 利活用をこれから促進していくのも一つの方向性かなと思って  
いるんですけど、そういう考え方は全然ないですか。

山本生安全課主幹 特定空家等の対策につきましては、特定空家等を最終的に除却して、更地にしてしまえば、更地の利活用ということは考えられると思います。

大井淳一郎分科会長 松尾委員が言われるのは、事業とは違うんですけども、これは除却型で、次のも除却型なんですけど、活用型ということで、空き家の利活用のメニューというのは、まだないかなと思うんですが、それについて今後どうするのかという質問だと思います。松尾委員は、そういう意味で聞いていると思います。

山本生安全課主幹 今はまだ、検討段階ですけども、本市には空き家バンクがないということもありまして、全国空き家バンクはありますので、そこに登録できる空家等がないわけではないし、そういう相談もまれにありますので、全国空き家バンクに登録していくような形で、何かできないかなというのは検討を進めているところです。

吉永美子委員 事業を行っていくに当たって、空家等対策協議会は、令和元年度は開いておられたんですか。

山本生安全課主幹 開催しておりません。

大井淳一郎分科会長 この事業というのは特定空家に認定されないと動かない事業なんですよ。緊急安全措置という予算を付けていますので、もう少し緊急安全措置というものを発動すべきではないかと思うんですが、



緊急安全措置をする基準というのはあると思うんですが、それは現状いかがですか。

山本生活安全課主幹 市民の生命、財産に重大な危険を及ぼす事例が発生した場合、活用することとなると思いますけれども、現段階で、そこまでのものは、昨年度についてはありませんでした。今後、市民の生命、財産に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合は、緊急安全措置の活用をしていきたいと考えています。

大井淳一郎分科会長 それを判断するのは協議会ですか。

山本生活安全課主幹 協議会に諮るいとまがない場合もありますので、全て協議会に諮るわけではないんですけれども、時間的に余裕があれば、当然協議会に諮っていく事案だと考えております。

水津治副分科会長 70ページと71ページに解決された件数が結構あります。特定空家に認定されていないけど、解決されている。草とか樹木とか、対応はどなたがされたんですか。職員ですか。

山本生活安全課主幹 解決は基本的に所有者等にさせていただいているというか、相談等を受けましたら、現地を確認しまして、所有者等を搜索します。亡くなられていれば、その相続人を探し、その方たちに対応をお願いしますという文書を送りまして、対応させていただいています。この解決というのは所有者等がされたものです。

大井淳一郎分科会長 この事業についてはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、空家等の適正管理の補助です。こちらの説明を求めます。

山本生活安全課長 資料の72ページをお開きください。審査番号25番、空家等の適正管理の補助事業について説明します。この事業は老朽危険空家等除却促進事業補助金交付事業で、配布しております資料を御覧ください。老朽危険空家等除却促進事業については、これまでの委員会においても御説明しておりますが、改めて概要を御説明します。当該制度は、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却、解体を促進

し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現することを目的に、昨年度から開始した補助事業です。対象空き家は年間を通して使用実績がない、常時無人の状態の木造又は軽量鉄骨造の主に居住のための老朽危険空家等で、店舗等併用の場合は2分の1以上が居住用であることを条件としております。補助金交付対象者は老朽危険空家等の所有者又は相続人、若しくは当該空き家が所在する土地の所有者又は相続人で、市税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団員と密接な関係ではないことを条件としております。対象となる老朽危険空家等の判定ですが、資料75ページの不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）を御確認ください。これは国土交通省の示す外観目視による住宅の不良度判定の手引きを参考に定めたもので、評定項目、評定内容に照らし、評定の合計が100点以上のもの、かつ、資料76ページの周囲に対する危険度判定基準に該当するものを老朽危険空家等とします。判定については申請があつてから、建築住宅課の建築士及び空き家対策室の職員が現地調査をします。補助対象経費は老朽危険空家等の解体費用で、補助金額はその3分の1、上限50万円と設定しております。申請受付期間は、昨年度は6月3日から1月31日までとしておりましたが、今年度は1か月早め、5月1日から申請を受け付けております。申請書類は申請書、位置図、平面図、外観写真、建物及び土地の登記全部事項証明書、解体工事見積書、申立書など複数ありますが、事前相談の際に相談者に対して御理解、御納得いただけるよう、職員が時間を掛け、丁寧に御説明しています。制度の周知については、昨年度は市広報及び市ホームページに掲載したほか、宅建協会、不動産協会、登録のある解体業者へ案内したほか、管理不適切空家等の所有者へ対応をお願いする文書にリーフレットを同封し、制度を活用し、除却を促すよう案内しているところです。昨年度の実績ですが、相談件数は17件あったものの、実際の申請は3件、補助金交付額は134万円でした。資料の77ページから79ページまでは実際に申請があり、補助金を交付した3件、それぞれの除却前、除却後の写真です。当該事業の昨年度の目標達成度ですが、目標件数5件としていたところ、申請補助金交付は3件、達成率が60%となりますので、Cとしております。令和3年度に向けた方向性については、引き続き、当該補助金交付事業を継続し、1件でも多く、老朽危険空家等の除却を促進することが必要であることから、成果、コストとともに現状維持で⑤としております。なお、当該補助金制度をより多く活用していただくための対策として、引き続き、管理不適切空家

等の所有者等への案内を強化したいと考えております。説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 執行部の説明を受けました。皆さんのほうで、この事業に関して質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 74 ページで相談受付件数が17件あります。これは、要は危険度、不良度という部分が該当をしているけれども、申請にまで至らなかったのか。その辺について、詳しく御説明ください。

山本生活安全課主幹 相談を受ける際に、この不良度判定基準表を御説明するんですけども、その中で、相談者自身が判断されて申請されなかったというケースもあります。それから、最大50万円補助するわけですが、50万円を補助しても、全体の解体費用が工面できないといったものもありました。以前の委員会でも御説明したことがあるんですけども、市外業者のほうで、補助金を使っても安かったというものの中にはありました。それと、制度がどういったものが知りたいだけという相談も中にはありました。

大井淳一郎分科会長 この制度を使い勝手のよいものにしないといけないんですが、基準が厳しいのかな。どこがネックだと担当課としては考えていますか。17件に対して3件ですから。

山本生活安全課主幹 解体に対しては、それなりの費用が掛かります。そこが一番、相談された方からするとなかなか工面できないというものが、やはり多いのかなと思います。ただ、他市において、もっと補助金額が多いところもありますけれども、やはり、以前にも御説明したことあるかもしれないんですけども、モラルハザードに陥ってはいけない部分もありますし、補助金額というのはなかなか難しいなと感じているところです。

松尾数則委員 解体業者の話がありましたけど、解体業者というのは指名されている業者があるんですか。

山本生活安全課主幹 市から、この業者にしなさいということは一切ありません。

ん。

松尾数則委員 個人がやって、その費用の大体50万ぐらい出るというふうに解釈していいんですか。

山本生活安全課主幹 申請されようとする方が、市内業者の中から複数見積りを取られて、申請をされております。

松尾数則委員 こういった建物解体費用というのはアスベストの問題があつて、非常に高くなるんですよ。アスベストの管理なんかをちゃんとしているとか、その辺の確認なんかされているんですか。

山本生活安全課主幹 この事業の最終的な完了は解体なので、産業廃棄物がたくさん出ます。例えば、屋根瓦にアスベストが使用してあるということも中にはあるようです。その場合、最終処分をきちんとされていることの確認はしております。それは、産業廃棄物のマニフェスト伝票のE票を提出していただくことによって確認をしております。

河崎平男委員 老朽危険空家等の除却事業の関係で、管理不適切によるものが市営住宅の関係でたくさんありますが、その話はないんですか。

山本生活安全課主幹 市や官公庁の管理する住宅に関しては、空家法の対象外となっておりますので、我々の所管ではありません。

河崎平男委員 そういう話で市民の人から相談を受けないかということです。

山本生活安全課主幹 過去に、調べてみたら市営住宅だったということがあります。その場合は建築住宅課に御案内します。

河崎平男委員 73ページの8の申請受付期間ですが、予算額到達次第受付終了とあるが、もう少し思いやりのある文言にはできないんかね。例えば、予算の範囲内とか、そういう文言は使われんのか。

山本生活安全課主幹 検討させてください。

大井淳一郎分科会長 あと、せっかく実績が出ているわけですから、私たちの手元にあるような写真ですね。あまり個人が分かるような写真はよくないんですが、表に出せる範囲内で、このような形で、使用前、使用后じゃないですけど、そういうイメージを持たせるような形での周知をしていただければと思うんですが、その辺はやられる予定ですよ。周知というか、このような周知の仕方も今度できますか。

山本生活安全課主幹 この制度を活用というか、使って解体される方は老朽危険空家等の所有者、相続人ですので、先ほどの特定空家等の事業の際にも申しましたけれども、相談があった場合、所有者等へいろんな文書を出します。その中で老朽危険空家等に該当しそうな場合は、このパンフレットを同封します。昨年度の3件のうち2件は、特定空家等の候補であったものですし、今年度、申請がもう既に出ておるんですけども、特定空家等の候補であったものが、解体される予定で話を進めております。そのほか、相談中のものが二、三件ありますので、引き続き、地道ではあるんですけども、一件一件丁寧に御説明しながら、この制度を活用して、老朽危険空家等の解体が進んで、市民の安心安全が守られるように、いろんな形で進めていきたいと考えております。

大井淳一郎分科会長 もちろん現在相談中とか、特定空家になったようなところに言っていくのはいいことなんですけれども、それとあわせて、全ての空き家が対象ではもちろんないんですが、市民一般にこのような事業があると、その事業を令和元年度に活用し、このようになりましたという周知も、今度はできるんじゃないかなと思うんですが、それはいかがですか。

山本生活安全課主幹 なかなか個人のお宅の写真を出すわけにはいかないんですけども、実績をできるだけ報告できるように進めたいと思います。

河崎平男委員 周知方法なんですが、自治会長さんへのパンフレット等の配布はないんですか。

山本生活安全課主幹 自治会長宛にはしておりません。

河崎平男委員 地域の特定空家というか、危険空き家については、自治会長さ

んがよく言われるんですよ。そういう関係で御存じと思うんですよ。そういう中で、自治会のほうには周知されたほうがいいんじゃないんですか。

山本生活安全課主幹 自治会長さんからの空き家の相談というのは結構あるんですけども、所有者等が分からないということがあって、相談されるケースが多いです。申請をしていただくのはあくまで所有者の方でないとできませんので、自治会長さんが所有されているとか、自治会長さんが所有者を知っているという場合があれば、有効かなと思います。老朽危険空家等の所有者、特に相続人となられた方というのは市外の方が多く、空き家の対応をお願いしますという文書の8割以上は、市外の相続人なり、所有者等に送付しております。委員がおっしゃることも一理あるかなと思うんですけども、現時点では、自治会長さん宛というのは考えておりません。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この事業についての審査は終わります。5時を過ぎるかもしれませんが、コンビニ交付まで行きたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いします。本日最後の審査事業に入りたいと思います。審査事業26番です。証明書コンビニ交付をお願いします。

亀崎市民課長 審査事業26番、証明書コンビニ事業について御説明します。お手元の資料の80ページを御覧ください。証明書コンビニ交付事業は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で、住民票の写しや戸籍謄抄本等、各種証明書の取得が可能となる交付サービスを提供し、市民の利便性の向上及びマイナンバーカードの普及促進を図ることを目的とした事業です。81ページを御覧ください。令和2年2月25日午前6時30分から、コンビニ交付を開始しています。システム改修委託業者は、株式会社サンネット、日本電気株式会社山口支店の2社で、交付事務の実施事業者は、全国のセブンイレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマート等です。利用できる人は、マイナンバーカードを取得しており、かつ、利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）が有効な人です。コンビニ交付の対象となる証明書、手数料、対象者、取得できる時間については、詳細一覧に記載しています。なお、コンビニ交付の手数料は、市窓口で発行す

る際と同額です。令和元年度の交付実績については、下の表のとおりです。なお、このページには税務課所管のため記載していませんが、所得課税証明書の取得も可能です。資料 8 2 ページを御覧ください。このチラシは、市民への啓発用として、窓口用封筒に事前に同封しております。また、マイナンバーカード交付時にも渡しています。戻りますが、資料 8 0 ページをお開きください。令和元年度の決算額は、総額で 5, 4 9 0 万 8, 0 0 0 円となっています。普通旅費 8 万 5, 0 0 0 円、手数料 1 万 8, 0 0 0 円、システム改修委託料 5, 4 1 7 万円、ネットワーク改修委託料 1 8 万円、地方公共団体情報システム機構交付金 4 5 万 5, 0 0 0 円です。財源内訳は、証明手数料の 2 万 2, 0 0 0 円、その他は一般財源です。資料 8 0 ページにお戻りください。活動指標ですが、コンビニ交付実施は、目標・実施ともに実施であり、令和元年度にコンビニ交付を開始したため、達成率 1 0 0 % としています。コンビニでの証明書発行件数は、実績が 2 月 2 5 日の開始から 3 月末までの間で、9 4 件でした。内訳は住民票が 4 2 件、印鑑証明 3 0 件、戸籍の附票 9 件、戸籍謄本 1 0 件、戸籍抄本 3 件でした。成果としては、マイナンバーカードを利用して、コンビニストア等で各種証明書を取得することが可能となり、住民サービスの向上につながりました。令和 3 年度に向けた課題及び改善策は、コンビニ交付での証明書発行件数を増やすために、コンビニ交付に不可欠なマイナンバーカードの取得と併せて、啓発や取組を積極的に行う必要がありますので、引き続き広報周知、マイナンバーカードの申請支援の充実を図ります。令和元年度の目標達成度については、証明書コンビニ交付事業を開始したことから、A 評価としました。令和 3 年度に向けた方向性は、コンビニでの証明書発行件数を増やし、市民の利便性の向上を図ることが適切であることから、成果を拡充させ、コストについては、令和 2 年度以降は、主な必要経費は運営費用となるため、縮小としています。資料 8 3 ページを御覧ください。決算額の詳細を記載しております。資料 8 4 ページを御覧ください。コンビニ等で証明書が発行されるまでの一連の流れを図で示したものです。左から

- (1) 住民がコンビニ等でマイナンバーカードを利用して、証明書の申請をされると、
- (2) その申請情報は証明書交付センターに送信されます。
- (3) そこで、マイナンバーカードの有効性が確認されると、
- (4) 地方公共団体に対して申請情報が送信されます。
- (5) 地方公共団体では、申請された証明書の情報を証明書交付センターに送信します。
- (6) 地方公共団体から受け取った証明書の情報は偽造防止等の加工が行われ、キオ

スク端末に送信されます。(7) 利用者は手数料を支払うと、(8) 証明書が印刷されるという流れになります。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長 5時を過ぎますので委員会を延長します。このコンビニ交付について皆さんの質疑を求めます。

吉永美子委員 この事業は順調に進んでいるというふうに認識を持っております。80ページの中で、マイナンバーカードの取得を促進するための取組を積極的に行うということで、本庁舎のところの総合受付の隣で進めておられると思うんですね。これによって、要はマイナンバーカード作ろうという人が増えていって、ある面、密を防がないといけないというところを工夫しながらされていると思うんですが、市役所の本庁舎のところに置いたことによって、マイナンバーカードの取得というのが、どのようにする促進されているか、まずお知らせください。

亀崎市民課長 今年の7月からマイナンバーカードの申請支援、専用タブレットで写真撮影などをして、支援を行うものなんですけれども、7月1日から行っております。場所につきましては市民課と市民窓口課の2か所で行っております。タブレット方法で申請をされた人数なんですけれども、この2か月で1,545人いらっしゃいました。この1,545人という方は、今までマイナンバーカードの申請をしたいと思っていたけれども、なかなか写真撮影など面倒な手続があるのでと言われる方もいらっしゃいますし、マイナンバーカードの申請支援を行ったことで、申請をされる方が増えていると思っております。

吉永美子委員 これを広めようという思いで取り組んでおられるのであれば、結局、私も先日申請したら、届いたものを持って行く、いわゆるマイナンバーカードを頂くところは、山陽総合事務所に行きなさいと言われたんですよ。だから、地域ごとに分かれておられるということであれば、なおさらのこと、申請自体を市役所本体の2か所ではなくて、山陽総合事務所でもできるようにしていくことは、市民の利便性を図ることになると思うんですが、いかがなんでしょうか。

亀崎市民課長 申請支援については、市民課と市民窓口課で行っております。



（「市民窓口課は山陽総合事務所か」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

吉永美子委員 山陽総合事務所と市役所本体で合わせて1,545人ということですね。それで、このチラシを入れてくださっているということは、是非お願いしていた関係で、大変うれしいんですけど、コンビニエンスストア等となっていますが、これは後々にはスーパーとかでできる形を考慮してもらえるから、こういうことになっているんですか。「等」となっておりますが、コンビニだけではなく。

亀崎市民課長 現在もコンビニエンスストアだけではなく、大手スーパーなどに置かれていますので、コンビニ交付ができる場所もあります。

吉永美子委員 そうであればなおさら、スーパーにお買い物に行く方もたくさんおられるので、サービスが利用できる店舗には、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどとなっていますけど、そういったところは載せないと広がらないと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。載せ過ぎということですか。

亀崎市民課長 順次、マイナンバーカードのサービスができる交付機を置かれて、今年度に入ってもあったんですけども、順次拡大されているというところですね。店舗名の記載があったほうが、やはり市民の方にとっては分かりやすいと思いますので、その辺りを店舗の方とも確認をしながら、載せられる範囲で掲載させていただきたいと思っております。

吉永美子委員 最後にしますが、より多く、こんなところでもできますということをお知らせするというんで、チラシには、そういった情報をしっかりと入れていただきたいから、増えたら増えたで、どんどんチラシを増やしていけばいいわけですから、それを「等」ということでまとめるということはないほうが、より市民の利便性を図っているということの訴えにもなりますので、その辺はよろしくをお願いします。

矢田松夫委員 目標達成度がAなんですけど、コンビニ交付の目標に対してAなのか、それともマイナンバーカードの普及に対してのAなのか。どちらなんですか。

亀崎市民課長 コンビニ交付のシステムを構築したということでAとさせていただきます。  
ただいております。

矢田松夫委員 次の80ページに94という利用された実績がありますが、これがAなんですか。あれほどの大金を使って。

亀崎市民課長 件数ではなくて、証明書コンビニ交付事業が開始できることとなったということでAとさせていただきます。  
ただいております。

矢田松夫委員 目標というのがあったんですか。事業に対するAじゃなくて、結果として、その事業がどのように設定した目標に行ったのかというのが、私はAだと思うんです。お金を使ったことがAではなくて、機械を作ったのがAではなくて、その結果がどうであったのかがAになり、私はやっぱり機械を設置したのが良かったと思うんです。

亀崎市民課長 80ページの活動指標と成果指標の中で、元年度は実施ということが目標で設定させていただいておりましたので、この実施をしたということでAとさせていただきます。今後につきましては、目標については、また検討が必要だと考えております。

大井淳一郎分科会長 ちなみに令和2年度は、活動指標になっているんですか、成果指標になっているんですか。変わったんですか。そのまま、取りあえず活動指標でいっているんですか。令和2年度です。同じ事業をしているでしょう。

亀崎市民課長 作成中であり、現在のところはまだ決まっておりません。

大井淳一郎分科会長 予算要求を令和2年度したでしょう。そのときにつくったのが多分あると思うんですけど。評価だから、時中評価だね。分かりました、まだかもしれない。

矢田松夫委員 これはコンビニ交付事業なんですけれど、ちょっと話が変わるんですが、マイナンバーカードについて、令和3年度は普及率が70%という目標を以前立てたんですけど、今はどういう状況ですか。

亀崎市民課長 現在のマイナンバーカードの交付率ですが、直近が8月1日現在となりますが、総務省が発表しているものなんですけれども、本市の交付率は14.5%となっております。

大井淳一郎分科会長 参考までに令和元年度末ではいかがですか。取りあえず、決算の段階での普及率を出しておきたい。

亀崎市民課長 資料を持ち合わせていないんですが、約12%だったと思います。

大井淳一郎分科会長 そのほか、このコンビニ交付事業、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。審査事業26番についての審査を終わります。本日の分科会は以上とします。

---

午後5時10分 散会

---

令和2年9月2日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 大井 淳一郎